

高砂市人事給与システム等に関する
情報提供依頼書
(RFI : Request For Information)

令和8年5月
高砂市

情報提供依頼の概要

1 件名

高砂市人事給与システム等に関する情報提供依頼

2 背景と目的

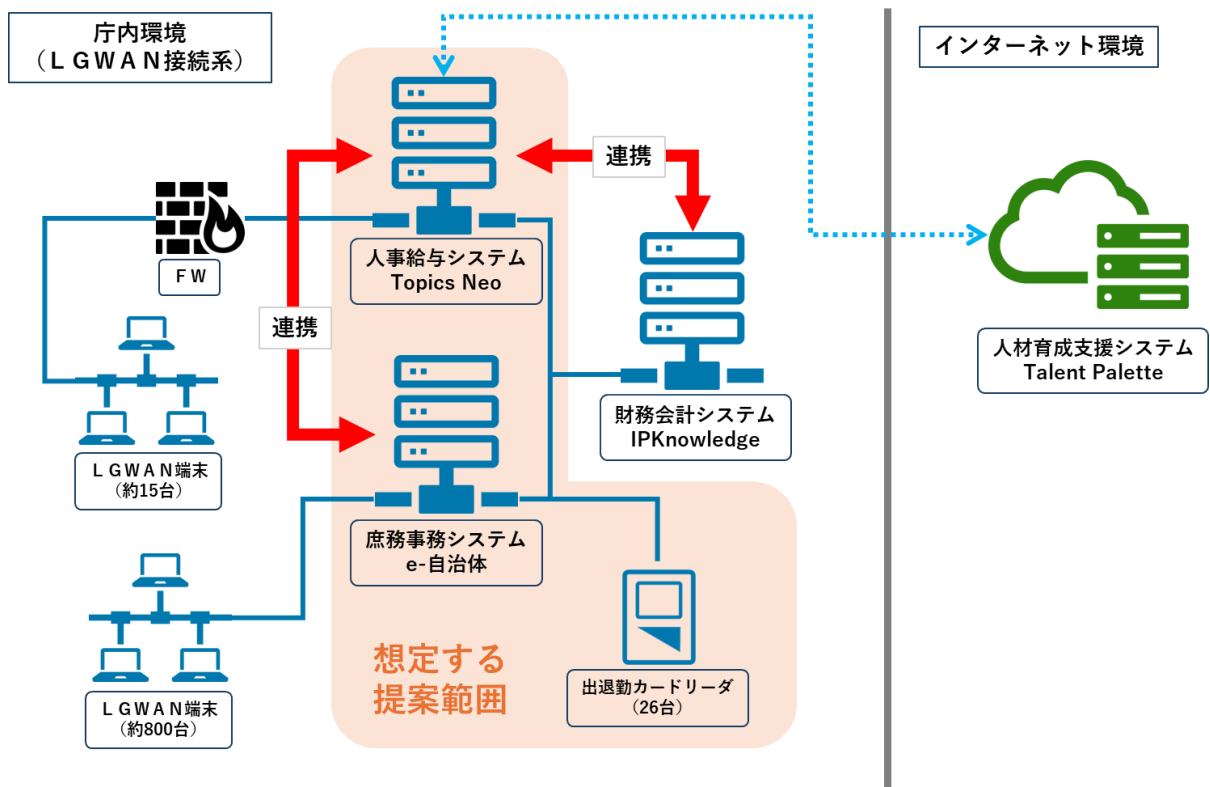
高砂市では、人事管理や給与等の計算を行う人事給与システム、職員の勤怠管理を行う庶務事務システムを使用し、システム間の連携をしながら業務を行っております。

現在の長期継続契約が終了することに伴い、令和9年度以降に導入するシステムの調査を目的とし、広く情報提供を依頼するものです。

3 現在のシステムの構成

以下に構成の概要図をお示しします。

なお、ネットワーク構成はαモデルであり、人事給与システム及び庶務事務システムは、庁内サーバー室に設置したオンプレミス環境で稼働しています。



4 前提条件

(1) 人事給与システム

会計年度任用職員を含む全ての職員の勤務条件や給与情報を管理し、給与計算・年末調整事務を行う。

(2) 庶務事務システム

IC カードによる出退勤記録や時間外・休暇の申請、住所変更や扶養・通勤手当といった諸手当の届出、給与明細や源泉徴収票といった本人帳票の出力などを行う。

(3) 導入形態

クラウドでの運用を含め、広く提案を依頼する。

5 システムに求める主な機能

現時点で考えられる主な機能は次のとおりですが、決定事項ではありません。これ以外の情報も受け付けます。

(1) 人事管理機能

ア 職員情報の管理、異動シミュレーション

イ 会計年度任用職員の勤務条件管理

ウ 辞令の自動作成

エ 貸与品の管理

(2) 給与計算機能

ア 給与、手当、控除計算

イ 共済組合、厚生年金、雇用保険手続きの電子申請用データ作成機能

ウ 異なる支払方法の管理（翌月15日払いと当月21日払い）

エ 過年度分と当年度分を分けた計算・帳票出力

オ 予算積算機能

カ 運賃変更への対応

(3) 勤怠・就業管理機能

ア 出退勤、休暇、時間外、特殊勤務手当の管理

イ 異なる勤務形態への対応

(4) 人事院勧告等の制度改正の対応

(5) データ連携

各種データの出力、取込機能

※人事評価については別システムで運用・管理

(6) 電子化への対応

給与明細等の本人帳票の交付、通勤手当等の各種手当申請・年末調整の電子化

(7) 物理カードの一元化（多機能職員証）

現在、出退勤の記録やコピー機の使用、庁舎セキュリティ（入退室）、職員証が別々になっている。現存のカードを転用し一元化が可能なこと。

6 参加意向の連絡

本 RFI への参加を希望される場合は、令和8年6月12日（金）までに次の入力フォームより申し込みをお願いします。

<https://logoform.jp/form/GdUU/1573662>

入力事項

- (1) 提案事業者の情報
名称、代表者名、所在地
- (2) 担当者の情報
氏名、部署名、メールアドレス、連絡先電話番号
- (3) 提案するシステム等の概要

7 情報提供依頼事項

- (1) 会社情報及び人事給与システム等の動向について
 - ア 本情報提供に参加していただける企業の基本情報、導入実績等
 - イ 昨今の給与制度及びシステムの動向に係る情報の提供
- (2) システムについて
 - ア 人事給与システム等の機能紹介
 - (ア) クラウド、オンプレミスの別
 - (イ) 機密性保持の考え方
 - イ システムとの連携（人事給与システム、庶務事務システムとの連携）について
 - ウ その他のシステムとの連携（財務システム、人材育成システムとの連携）
 - エ システムの構築スケジュールについて
 - オ 製品の保守・サポート体制
※導入に際して整えておくべき環境があればご教授ください。
- (3) 見積書の作成について
 - ア 初期費用（システム構築、機器等に係る費用等）
 - イ 5年間運用した場合の使用料、保守費用、その他必要と考えられる費用
※その他の提案資料がある場合は含めてください。

8 提案資料の提出について

- (1) 作成要領
提案資料の記載様式は PDF 形式とし、日本語により作成の上、「会社名（団体名）」「担当者名」「担当者連絡先」を必ず明記してください。
- (2) 提出方法及び提出期限
令和8年6月24日（水）まで電子メールにて、「11 提出先及び問い合わせ先」記載のメールアドレス宛に送信してください。

9 提案いただいた情報等の取扱いについて

本 RFI において、提供を受けた情報、資料は次のとおり扱うものとします。

- (1) 本 RFI は、人事給与システム等に関する知識や技術、費用等について、広く情報を得るための手段として実施しているものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を必ずしも持つものではないこと。
- (2) 本 RFI において、本市から資料提供を受けた場合は、本 RFI 資料提出時に返却するものであること。但し、本市が認めた場合についてはこの限りではないこと。
- (3) 本 RFI に対して、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではないこと。
- (4) 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、提供された資料等の内容等についての照会又は追加の資料提供を本市から依頼する場合があること。
- (5) 本 RFI の実施に係る費用は、全て情報提供事業者等の負担とし、本市からの追加の情報提供依頼等についても同様とすること。
- (6) 本 RFI において提供を受けた資料等は返却しないものとする。又、提供者に断りなく本市以外の第三者への本市からの提供はしないこと。尚、提供頂いた資料等が、本市の断りなく第三者に利用されることがあっても本市は一切の責任を負わないこと。

10 本 RFI に関する質問

(1) 質問の受付

本 RFI に関する質問は、令和 8 年 6 月 12 日（金）までに次の入力フォームよりお願いします。

<https://logoform.jp/form/GdUU/1581090>

(2) 質問への回答

質問については、後日担当から回答いたします。

11 提出先及び問い合わせ先

高砂市総務部人事課 担当：櫻井、赤松

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話番号：079-443-9005（直通）

電子メール：tact1520@city.takasago.lg.jp